第四十九号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出

者 東京都知事 小 池 百 合

子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東 京都職 員定数条例 昭 和 二十四年東京都条例第九十三号)の一 部を次のように改正する。

第二条第一 項 0) 表一 0 項 中 一九、 〇六八人」を 一九、 五五八人」に改め、 同表二の 項中 一 六、 七一 五. を「六、 七三

人 九人」に、 を 「一五一人」に改め、 六〇三人」を「三、五六三人」に、 同表五の項中「二五人」を「二六人」に改め、 「一二、八三九人」を「一二、八二三人」に改め、 同表六の項中「八九人」を「九〇人」に改め、 同表三の項中 一 五.

同 表七の項中 「七八六人」を「八〇九人」に改め、 同表合計の項中「三三、〇二六人」を「三三、五二六人」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改める必要がある。

第四 十 九号議案 東京都職員定数条例の一部を改正する条例